

現場説明書

那覇市立病院解体及び外構等工事

令和7年7月

地方独立行政法人 那覇市立病院

目次

1	工事概要	1
2	一般事項	1
3	解体工事	8
4	アスベスト含有建材の除去作業について	9
5	外構等工事	10
6	その他	11
7	下請け契約における代金支払の適正化について	12
8	暴力団排除措置要綱に基づく排除措置について	12

別添1	環境配慮仕様書
別添2	数量公開の説明書
別添3	那覇市下請契約における代金支払の適正化についての指導手順書
別添4	手順書に基づく建設業法第19条の3に関する調査指導について
別添5	誓約書兼同意書（元請け用・下請け）

1 工事概要

- 1) 工 事 名 那覇市立病院解体及び外構等工事
- 2) 工事場所 那覇市古島二丁目31番地1
- 3) 工事概要 既存病院棟の解体及び外構等工事
 - ・既存病院棟（延べ床面積 31,722㎡）
 - ・外構等（造成、擁壁、植栽、平面駐車場、庇工事等）
- 4) 工 期 契約日の翌日（土日祝日を除く）から令和9年3月19日まで
※原則として契約工期内に完了検査の受検及び修補を終えること。
- 5) 設 計 者 新那覇市立病院(仮称) 監理・設計意図伝達等業務
受注者 梓設計・ワールド設計・国吉設計 設計共同体
- 6) 監 理 者 上記設計者（予定）

2 一般事項

- 1) 本現場説明書、工事請負契約書、特記仕様書及び設計図書（以下『設計図書等』という。）に記載されていない事項は、以下による（いずれも最新年度版による。）。また、標準仕様書等に記載されていない特別な材料及び工法は、当該製品の指定工法による。
 - ① 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修『公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（電気設備工事編）（機械設備工事編）』
 - ② 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修『公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（電気設備工事編）（機械設備工事編）』
 - ③ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修『建築物解体工事共通仕様書・同解説』
 - ④ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修『建築工事（電気設備工事）（機械設備工事）監理指針』
 - ⑤ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修『建築改修工事監理指針』
 - ⑥ 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修『建築工事標準詳細図』
 - ⑦ 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修『公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（機械設備工事編）』
 - ⑧ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修『営繕工事写真撮影要領による工事写真撮影ガイドブック（建築工事編及び解体工事編）（電気設備工事編）（機械設備工事編）』
- 2) 本工事では、関係法令を遵守の上、災害又は公害の防止に努めるものとする。
- 3) 本工事において監督員とは、那覇市立病院事務局新病院建設室の担当職員をいう。
- 4) 現場要員 現場には次の要員を置くものとする。
 - a) 現場代理人 現場代理人は、共同企業体の代表者から選任し、工事現場に常駐で

配置できること。なお、現場代理人は以下の監理技術者を兼務することができる。

- b) 監理技術者 監理技術者は、共同企業体の代表者から選任し、次のいずれかの資格を有するものを配置すること。
 - ・一級建築士
 - ・1級建築施工管理技士
- c) 主任技術者 主任技術者は、共同企業体の各構成員（代表者以外）から選任し、次のいずれかの資格を有するものを配置すること。
 - ・一級建築士
 - ・1級建築施工管理技士
- d) 専門技術者 設計図書等を理解し、工事の監理指導ができる者で、かつ設計監理者を通して監督員の承認を受けた者とする。
- e) 安全管理者 労働安全衛生法による。

※ 上記技術者の選任については、事前に監督員の承諾を得るものとし、現場における施工管理、品質管理、工程管理、施工図及び工事書類作成等、滞りなく対処できるよう万全の体制をとること。

※ a)、b) 及びc) については、受注者との間に直接的かつ恒常的な雇用関係（開札日以前に3ヶ月以上の期間）を有する者でなければならない。なお、これらの者は、資格者証及び健康保険被保険者証の写しを監督員に提出するものとする。

※ 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、b) 又はc) の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。

※ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、b) 又はc) の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（工事検査合格通知書における日付）とする。

- 5) 現場における工事施工に際し、質疑・要望等がある場合は、原則として監理者を經由して書面にて行うものとする。
- 6) 本工事で施工上必要な官公庁への手続きは、受注者の負担において行うものとする。
- 7) 工事着手前に敷地内の作業通路、資材置き場、工事掲示物等の必要事項については、必ず仮設計画書を提出し、監理者及び監督員の承諾を得るものとする。
- 8) 使用材料の中で試験結果を必要とするものは、受注者の負担において公的機関で実施した報告書を提出するものとする。その内コンクリートの強度試験については、試験事業者登録制度（JNLA）に適合し、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）より認定された試験機関で行うこと。それによらない場合は監理者及び監督員と協議の

上で決定した機関にて実施した報告書を提出する。

- 9) 定例工程会議は、原則として週1回行うものとし、主催、進行、会議録及び資料作成等は、本工事の受注者が担当するものとする。なお、会議室は受注者にて現場事務所内に設置するものとする。また、定例工程会議には、本工事に関連する工事・業務委託の受注者を参加させることとし、必要に応じてWEB会議が開催できるよう、WEB会議システム等の手配、設置を行うものとする。
- 10) 別途発注の関連工事受注者とは常に連携を密にし、本事業に関連する工事の内容及び工程等を十分に把握し事業全体の進捗、出来形等に支障のないように努めなければならない。また、関連工事の工事内容及び工程等を十分に把握し、工事全体の進捗や出来形等に支障が無いように関連工事・業務委託との調整を行うものとする。
- [関連する工事・業務委託（名称は仮称）]
- 下記の委託業務・工事名称は、現時点における仮称であり、変更の可能性がある。
- 那覇市立病院解体監理及び第2立体駐車場実施設計等業務
受注者：梓設計・ワールド設計・国吉設計 設計共同体（予定）
 - 磁気探査業務
受注者：株式会社海邦技研（予定）
- 11) 当該敷地周辺は交通量が多く、緊急車両の搬入通路でもあるため、当該車両の進入を妨げぬよう、搬入経路の検討を行うこと。また、道路を挟んで小学校と中学校が隣接しており通学路にもなっているため、十分配慮すること。
- 12) 現場施工に着手する前に総合施工計画書（総合仮設計画書を含む。）、総合図、仮設計画図等、各工種施工計画書等を提出し、監理者及び監督員の承諾を得るものとする。
- 施工図は、監理者と連携を密にして作成し、監理者の承諾及び監督員の確認を得るものとする。
- 13) 工事着工前に近隣の住民や施設に対し、工事協力願いを配布するとともに、周辺居住者等に対しては、工事の概要、騒音、振動、粉塵、アスベスト、一般歩行者等通行の支障等への適切な対策について周知し、苦情の要因にならないよう理解を得ること。その際、必要となる資料作成等についても受注者が行うものとする。また、近隣住民への説明会を開催し、その説明資料作成や会運営に協力すること。
- 14) 工事に先立ち、現場内外における隣接施設の状況を調査及び写真撮影等により、現状を十分に把握し、完了後にも同様の調査を行った上で調査報告書を作成し、監理者を經由して監督員へ提出すること。

- 15) 工事期間中、工事車両等によって周辺の道路、側溝、塀、立木及びその他物品に損傷を与えた場合は、受注者の負担によりこれを修復するものとする。また、現場からの泥土等により、周辺道路を汚染した場合は、速やかに清掃等を行うものとする。
- 16) 土砂、資材等の搬出入にあたっては、超過積載等がないよう関係法令を遵守するとともに、交通安全対策を徹底すること。
- 17) 工事による廃材・廃棄物は原則リサイクル処理を行う。現場から搬出される一般ゴミ（弁当ガラ、缶、ペットボトル等）についても那覇市の規定に従った分別を行い、適正に処理する。（マニフェストの提出）
- 18) 工事期間中は病院運営上支障のないように、関係者、監理者及び監督員と十分な打ち合わせの上、安全管理を行うものとする。また、緊急車両及び病院利用者の動線に十分配慮しつつ、工事範囲を仮囲い等で区分し、安全性の確保に努めなければならない。指定以外の部分についても必要に応じて対策を講ずるものとする。
- 19) 工事にあたっては、現場に隣接する小学校や中学校の学校運営上支障の無いように学校関係者と調整を行い、工事期間中の安全管理を徹底して行うものとする。なお、関係者の理解が十分得られるように要望に対しては柔軟に対応するものとする。
- 20) 本工事場所の周辺道路は、日常的に車両及び歩行者の通行量が多いことから、工事期間中、各種安全管理計画について適宜調整し、適切に交通誘導員を配置して、安全対策を徹底すること。
- 21) 工事期間中は、進入路及び現場内に誘導員を配置し、特に大型車両の出入りについては、時間帯を調整のうえ、これを行うものとする。
- 22) 工事にあたっては、易感染性患者のケア区域や通院経路等に十分配慮し、必要に応じて感染対策（アスペルギルス対策等）を講じた上、万全の態勢で施工を行うこと。
- 23) 当院は、受動喫煙対策義務を定めた健康増進法に従い、病院建物内、敷地内において全面禁煙を実施している。また、禁煙外来・禁煙治療実施医療機関として、敷地内で喫煙したことが発覚した場合は、国から禁煙外来の休止や診療報酬の返還などの厳しい処分が科せられることとなる。これらのことから、本工事においては、病院敷地内及び病院周辺道路での喫煙を全面的に禁止とする。なお、工事関係者等の喫煙により当院が損害を被った場合は、損害賠償を請求することがあることに留意すること。
- 24) 原則として、工事用及び作業員用駐車場は独自で確保し、違法駐車や近隣迷惑のない

よう徹底しなければならない。

- 25) 本工事に必要な電気、電話、水道、排水施設等に要する手続きは受注者が行い、その設置に要する費用・使用料金等についても受注者が負担するものとする。
- 26) 施工にあたっては、別添1『環境配慮仕様書』に定めた環境配慮事項の遵守に努めなければならない。
- 27) 敷地内においては、別途、磁気探査（関連業務委託）を行う必要がある場合は、土工事等の施工にあたっては、確認探査等を含め当該業務の受注者と密に調整を行うものとする。
- 28) 工事に関し疑義が生じた場合は、逐次、監理者及び監督員と協議の上、施工を行うものとする。
- 29) 工事用看板の取り付け場所、規格及び寸法は、監理者及び監督員と調整のうえ設置し、また、安全表示板、交通表示板（資材搬入時）についても監理者及び監督員の指示のもと、現場内外の随所に設置すること。
- 30) 工事保険等
受注者は、工事施工にあたり、下記の法定外労災補償（建設共済等）及び請負業者賠償責任保険に加入し、保険証券等の写しを工事着手後14日以内に提出しなければならない。その他の保険については、監督員と協議し、新たに付保した場合にはその旨通知するものとする。
- 保険対象：請負契約の対象となっている工事全体
- 保険金額：請負代金金額（支給材料、貸与品等を含む）
- 保険期間：工事着手の時から工期最終日+14日以上
- 保険条件：イ）法定外労災補償（建設共済等）
補填限度額1名につき2,000万円以上
- ）請負業者賠償責任保険
補填限度額(対人)1名につき5,000万円以上、1災害につき1億円以上
// (対物)1災害につき1,000万円以上、免責金額10万円以下
- 31) 建設業退職金共済制度について
受注者は、「建設業退職金共済制度」に加入し、以下の項目を遵守すること。
- a) その掛金収納書を契約後1か月以内に発注者に提出すること。
- b) 当該建設現場に「建設業退職金共済制度適用事業工事現場」標識を掲示すること。
未加入下請け事業者に対して同制度の加入を指導すること。

- 32) 受注者は、本工事の前払金について、契約の年度に翌年度に支払われるべき前払金相当分を含めて請求できるものとする。
- 33) 工事出来高については、毎年度末に既済検査を受検し、当該年度分の出来高確認を行うものとする。
- 34) 本工事の施工にあたっては、設計図書等並びに監理者及び監督員の指示に従って施工を行うものとし、工事施工上当然必要と認められる多少の変更及び発注者からの些細な訂正事項は、設計変更の対象にしないものとする。
- 35) 本工事は、沖縄県赤土等流出防止条例届出対象工事となるため、施工にあたっては、本工事の受注者が代表して当条例に基づく手続き及び赤土等の流出防止対策を行うものとする。
- 36) 仮設物及び建設機器等によるテレビ電波受信障害が発生した場合は、受注者の責により必要な対策を行うこと。
- 37) 設備工事について、下請施工の場合であっても、設計図書等を理解し、工事の監理指導ができる者で、監理者及び監督員と相対する（調整・協議等）専門の担当技術者を自社で配置するなど、万全の施工体制を構築すること。
- 38) 受注者は、工事完了後の完了検査の準備及び立ち会いを行い、また、その検査による指摘及び欠陥等は、受注者の負担で速やかに修復すること。
- 39) 提出書類
- | | |
|--------------------------------|-------------------|
| ① 着手届 | 着手日・届出日は工期初日 |
| ② 現場代理人等届
(実務経験証明書・資格証明書添付) | 契約締結後7日以内 |
| ③ 工事工程表(全体・毎月・毎週) | 契約締結後15日以内、以降毎月毎週 |
| ④ 安全管理者組織図 | 着工直後 |
| ⑤ 工事関係者機構図 | 着工直後 |
| ⑥ 保険証書等の写し | 着手後14日以内 |
| ⑦ 施工計画書承諾願 | その部分の施工にかかる15日前まで |
| ⑧ 産業廃棄物処理(リサイクル)計画書※ | 着手前 |
| ⑨ 下請負者通知書 | 専門工事等の着手前 |
| ⑩ 使用材料承諾願 | 使用する15日前まで |
| ⑪ 材料試験成績書 | 材料搬入時 |
| ⑫ 工事日誌※ | 毎月1回 |

⑬	工事打ち合わせ記録等※	毎月1回
⑭	立会願い	材料搬入、施工検査等の2日前まで
⑮	工事出来高調書※	毎月1回
⑯	工事進捗状況報告書※	毎月1回
⑰	使用材料検査表※	毎月1回
⑱	下請負業者一覧表	工事完成時
⑲	使用材料承諾一覧表	工事完成時
⑳	県産品使用状況一覧表	工事完成時
㉑	材料納品書	工事完成時
㉒	材料出荷証明書	工事完成時
㉓	出来高数量総括表	工事完成時
㉔	各種品質結果報告書	工事完成時
㉕	各種保証書	工事完成時
㉖	産業廃棄物マニフェスト	工事完成時
㉗	工事写真※（着手前・着工中・完成時）	工事完成時
㉘	近隣家屋事前調査報告書	調査後
㉙	近隣家屋事後調査報告書	工事完成時
㉚	完成届	工事完成時
㉛	完成図	工事完成時
㉜	完成写真	工事完成時
㉝	引渡書	検査合格後すみやかに
㉞	電子成果品	検査合格後すみやかに
㉟	その他、発注者より特に指示されたもの	

※ ⑧については、各廃棄物の最終処分までのルートを明確に記載し、産業廃棄物の運搬業者及び処分業者の許可証、運搬・処分業務委託契約書の写しを添付する。

※ ⑫⑬⑮⑯⑰については、工事月報として翌月5日までに監理者を經由して監督員へ提出する。

※ ㉗については、以下のことに注意する。

- ・工事期間中は随時整理し、工事日報に添えて提出する。
- ・工事の進展とともに隠れてしまう部分は、特に気をつけて写真を記録する。
- ・工事写真用黒板には日付を入れる。

※ ㉛について、製本青表紙（A1・2部、A3・3部）提出。

※ ㉞について、2部提出、媒体は協議による。また、施工図を収めること。

3 解体工事

- 1) 解体工事にあたっては、病院運営上支障のないよう安全管理を行うとともに、隣接地及び既存建築物等に対して、騒音、振動、粉じん等の飛散等が極力発生しないよう、工法、使用機械(低騒音型等)の選定、養生、スケジュール管理について十分検討を行い、万全な措置を講ずるものとする。また、解体範囲、施工方法等については、事前に監理者と十分確認を行うものとする。
- 2) 部分解体により生ずる残存部分の切断面については、適宜補修を行うものとする。
- 3) 工事にあたって、既存埋設配管の調査を行い、既存施設に支障がないことを確認したうえで工事を行うものとする。また、切り回し等が必要となる配線類については、監理者及び監督員の指示のもと施工するものとする。
- 4) 解体工事により、解体工事の対象とならないものに損傷を与えた場合は、受注者の負担により当該箇所の補修又は復元を行い、機能回復を行うものとする。
- 5) 解体工事においては、照明器具その他設備機器についても分別解体を行い、適正に処理するものとする。
- 6) 解体工事による廃材・廃棄物については、再資源化できないものを除き、原則、リサイクル処理とする。(マニフェストの提出)また、施工前に必ずリサイクル計画書を作成、提出し、監理者及び監督員の承諾を得ること。
- 7) 解体対象建物内のやむを得ず廃棄となる備品等については、監理者及び監督員と協議のうえ、可能な限りその処分を行うものとする。
- 8) 杭など地中の残存物については、座標にて位置出しを行い、報告書として提出し、監理者及び監督員の承諾を得ること。
- 9) 配電機器等については、解体工事に先立ちPCB含有の有無を確認する。PCB含有が認められた場合は、監理者及び監督員と協議の上、法令の規定に基づき適正にその処理を行うものとする。
- 10) 解体工事完了後の敷地の整地にあたっては、監理者立会いのもと、整地高さの確認を行うものとする。

4 アスベスト含有建材の除去作業について

- 1) アスベスト含有建材の除去作業（以下「除去作業」という。）については、建築設備、内装材の撤去工事に先立って行うものとし、作業者の防塵マスク、保護衣の着用及び作業場の作業環境に応じた作業時間など、共通仕様書、標準仕様書及び「改訂版 建築物の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル（建設業労働災害防止協会）」に基づき適切に実施するものとする。
- 2) 除去作業の着手にあたり、石綿作業主任者の選任、除去作業に従事する作業員への特別教育を実施し、監理者及び監督員へ報告すること。
- 3) 沖縄県生活環境保全条例の規定による除去作業の実施及び完了に関する届出を確実にを行い、同条例に基づく作業基準等についても遵守するものとする。
- 4) 本工事では、現場調査等でアスベスト含有建材が認められた場合は、協議のうえ、除去するものとする。
- 5) 除去作業を行う作業場内は、開口部及び建具周りを養生したうえ、関係者以外は立入禁止とすること。なお、開口部及び建具周りの養生は、作業終了後、作業場内の粉じん等の除去、粉じんの飛散抑制のための薬液等の散布を行った後に撤去すること。
- 6) アスベスト含有成形板の除去作業は、粉じんが飛散しないよう湿潤剤等の噴霧、散水等により十分に湿潤化したのち、手ばらしにて破損しないよう慎重に除去する。
- 7) 除去作業中は、作業場内に粉じんが発生しないよう留意するとともに、デジタル粉じん計で粉じんの発生の有無について、モニタリングを実施するものとする。
- 8) 除去したアスベスト含有建材については、集積又は運搬の際、アスベスト含有建材を破損させないよう慎重に取り扱うものとする。
- 9) 空気中のアスベスト粉じん濃度の測定は、監理者及び監督員と事前協議を行い、測定時期、測定場所等を決定する。この場合、支障なく測定及び工事施工が行われるよう務めなければならない。※測定箇所数は特記仕様書による。

5 外構等工事

- 1) 使用材料については、すべて設計図書等による材料と同等以上のものを使用し、色・柄などは監理者及び監督員と協議のうえ決定する。
※協議の際は判断に必要な資料や証明書を揃えること。
- 2) 構造部材については、設計図書等による部材と同等以上のものを使用し、部材の各寸法については、各メーカーの寸法による。※判断に必要な資料や図面を揃えること。
- 3) 建物の仕様上影響のない事項については、監理者及び監督員と協議の上、各メーカーの仕様とすることができるものとする。※判断に必要な資料や図面を揃えること。
- 4) 使用材料については、再生資源や環境に配慮したものを努めて使用するものとする。特に接着剤、合板類、塗料（タッチアップを含む）及びシーリング材等は、シックハウス対策品とし、監理者及び監督員の承諾を得たものとする。使用する材料については原則としてMSDS（化学物質等安全確認データシート）を使用材料承諾願に添付し提出する。
- 5) 台風が襲来するおそれのある場合は、適宜必要な対策を行うものとする。
- 6) 本工事により、隣接する施設に汚染損壊等影響を与えないよう十分な予防措置を取り、工事に伴い発生する騒音等の公害についても万全な措置を講ずること。なお、特定建設作業を行う場合は、騒音規制法及び振動規制法に基づく届出をすること。
- 7) 枠組足場については、原則として、「手すり先行型足場」とし、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省）又は建築改修工事監理指針（最新版）により設置すること。
なお、この場合の「手すり先行工法」の足場は、全層の両側に「二段手すり（又は手すり枠）」及び「つま先板（幅木）」があるものとする。
- 8) 資材・廃材等の数量は、材料検査簿・材料搬入簿・廃材搬出簿・伝票等及び写真で確認できるようにする。
- 9) 工事に当たっては、既設埋設配管の調査を行い、既存施設に支障がないことを確認したうえで工事を行うものとする。
- 10) 前項の調査を踏まえ、切り廻しが必要となる配管類については、監理者及び監督員の指示のもと施工するものとする。

- 11) 沿道部掘削の際は、崩壊に注意し、必要に応じて崩壊防止措置を行うこと。
- 12) 病院運営上、工事の振動等の影響により病院運営に支障がある場合は、工事制限を行うことがあるものとする。
- 13) 既存施設等の排水については現況調査を十分に行い、病院運営上支障の無いよう対策を講ずること。
- 14) 外灯撤去工事については、事前に既存設備の使用状況を確認すること。新たに配管、配線の切り回し等が必要となる場合は、監理者及び監督員と協議すること。

6 その他

- 1) 落札者は、早急に契約手続きを行うものとする。
- 2) 受注者は、契約締結後、直ちに労働基準監督署及び保健所その他官公署への必要手続きを行うものとする。
- 3) 本工事における廃棄物の処理については、建設リサイクル法に基づき適切な手続きを行うものとする。また、廃材・廃棄物等は原則リサイクルとするが、最終処分場に搬入する産業廃棄物は、産業廃棄物の処理に係わる税(沖縄県産業廃棄物税)が課税されるので適正に処理すること。
- 4) 施工にあたっては、沖縄県赤土等流出防止条例を遵守し、赤土等の流出防止対策を行なうものとする。
- 5) 本工事において、工事内訳書等から単価及び金額等を削除するなどの加工・編集を施したもの(以下『参考数量書』という。)を参考資料(参考数量)として公開、提供する。参考数量書は、設計図書等と同時に公開し、その提供方法は設計図書等の提供と同一の手法による。(別添2『数量公開の説明書』参照。)
- 6) 受注者は、工事完成後においても、発注者から本工事に関する資料提供、調査依頼又は会計検査等の協力の申し出があった場合は、この求めに応ずるよう努めるものとする。
- 7) 受注者は、本工事に関し、発注者が開催する工事説明会の資料作成等について、協力するものとする。

8) 受注者は、発注者が実施する病院ホームページ上での工事情報の公開（工事進捗状況等）について、本工事に関する資料や工事写真等の提供に協力するものとする。

9) 工事の一時中止に係る計画の作成について

建設工事請負契約約款第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。

なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本事項を明らかにする。

また、工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全する。

10) 契約不適合の担保責任等

建設工事請負契約約款第55条の規定により契約不適合責任期間の内に契約不適合を理由とした履行の追完（修補や代替物の引渡し等）の請求を受けた場合は、契約不適合の解消に向け誠実かつ迅速に対応すること。また、工事目的物の引渡し後、契約不適合責任期間の内に「契約適合検査」を実施する。当該検査に関しても真摯に対応すること。

7 下請け契約における代金支払の適正化について

1) 工事の一部を下請負人と契約する場合は、『建設業法遵守ガイドライン（改訂）』に則り関係法令等を遵守し適正な取引を行うこと。

2) 当院が発注する建設工事においては、下請契約における代金支払の適正化を図るため、那覇市における指導手順である、**別添3**の『指導手順書』に則り指導等を行うものとする。特に、建設業法第19条の3に関連する低価格による下請工事については、**別添4**に基づき調査及び指導を行うものとする。

3) 建設工事請負契約約款に基づき、社会保険（健康保険・厚生年金・雇用保険）の届出の義務を履行していない建設業者を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。）の相手方としてはならない。詳細については、国土交通省ホームページより「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」を参照すること。

8 暴力団排除措置要綱に基づく排除措置について

1) 受注者（落札者）は、暴力団関係者を当院発注工事等から排除するため、**別添5**『誓約書兼同意書（元請け用）』を那覇市立病院事務局新病院建設室へ提出しなければならない。

2) 受注者は、当該工事契約等関連の中で、直接の発注者又は雇用者（以下「直近上位発注者」という。）に対し「1次及び2次下請以下の全ての下請負契約者及び日雇労働

者は、直近上位発注者に別添5『誓約書兼同意書（下請け用）』を提出しなければならない」旨の義務を課さなければならない。

- 3) 受注者は、直近上位発注者に対し、誓約書兼同意書を提出しない者と、下請負契約等を締結してはならない旨の指導をしなければならない。また受注者は、その旨全ての当該工事関係者に周知しなければならない。